

法令上の制限②-2

建築基準法(後半) 集団規定

○×式確認問題

【問題】

* 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは？マークを入れておくと後から復習しやすい。

- 1 建築物の敷地は、原則として道路に4 m以上接していなければならないが、建築物の周囲に広い空き地がある場合等で、安全上支障がないときはこの限りではない。
- 2 前面道路の幅員が4 m未満の道で、特定行政庁が指定したものであるときは、原則として道路の中心線から水平距離2 mの線が道路と敷地の境界線とみなされて、建築基準法の規定が適用されるが、道路の一方が線路等である場合には、道路の中心線から水平距離4 mの線が道路と敷地の境界線とみなされる。
- 3 地方公共団体は、一定の建築物の用途または規模の特殊性により必要があると認めるときは、規則で、建築物の敷地と道路との関係について、制限を付加することができる。
- 4 博物館は、工業専用地域内に建築することができる。
- 5 第二種低層住居専用地域内においては、病院も診療所も建築することができる。
- 6 準工業地域内においては、床面積の合計が200㎡以下の個室付浴場であれば、建築することができる。
- 7 田園住居地域内においては、水泳場を建築することができる。

- 8 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合(建蔽率)は、前面道路の幅員に応じて、制限される場合がある。
- 9 建蔽率が10分の8と定められている近隣商業地域内で、かつ、準防火地域内にある耐火建築物については、建蔽率の緩和措置はない。
- 10 建築物の敷地が容積率及び建蔽率の制限が異なる2以上の地域にわたる場合においては、当該制限のうち最も厳しいものが適用される。
- 11 昇降機の昇降路、共同住宅の共用廊下または階段の用に供する部分の床面積は、その3分の1の面積まで、容積率の最高限度を計算する場合には参入しない。
- 12 田園住居地域内においては、建築物の高さの最高限度は12mである。
- 13 建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を都市計画で定める場合、200㎡を超えない範囲で定めなければならないという規定は、用途地域外においても適用される場合がある。
- 14 道路斜線制限(建築基準法第56条第1項第1号の制限をいう)は、用途地域の指定のない区域内については適用されない。
- 15 隣地斜線制限は、第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・田園住居地域内及び用途地域の指定のない地域については適用されない。
- 16 日影制限の対象となる区域については、その同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を一つずつの建築物とみなして、日影規制が適用される。
- 17 日影制限の対象となる区域については、第一種中高層住居専用地域または第二種中高層住居専用地域において、日影規制の対象となるのは、軒の高さが7mまたは高さが10mを超える建築物である。

- 18 防火地域内において地階を除く階数が3で延べ面積が100㎡の住宅は、耐火建築物等としなければならない。
- 19 準防火地域内において、地階を含む階数が4で延べ面積が1,000㎡の事務所は、必ず耐火建築物等としなければならない。
- 20 防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの、又は高さが2 mを超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。